

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書について

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和6年6月21日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

のむらパターソン和孝

上 野 和 幸

中 村 みなこ

金 谷 美奈子

まじま 隆 英

石 川 厚 子

能登谷 繁

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書

２０２１年に発効された核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法と断じた。２０２２年に開かれた第１回締約国会議、２０２３年の第２回締約国会議では、核兵器保有国が核戦力の維持・強化、核使用の脅迫を行うなどの危機に直面しながらも、核兵器の使用を許さないという強いメッセージを発し、核抑止論からの脱却を呼びかけている。また、核兵器禁止条約は、国際法としての実効性・規範力を高めている。

第２回締約国会議には、北大西洋条約機構の加盟国であるドイツやベルギーなども含む３５か国がオブザーバーとして参加した。一方で、唯一の戦争被爆国である日本政府は、被爆者団体からもオブザーバー参加を求められたにもかかわらず、２回連続で参加を見送った。

第２回締約国会議では、核兵器禁止条約第６条及び第７条の被害者援助、環境修復、国際協力と援助に関して、次回会議に向けて計画を作り、実行すること、そのための国際協力を進めることが確認された。また、次回に向けて、核抑止論の危険性を明らかにする議論を行い、報告書を作成することになったことも重要である。

第３回締約国会議は、広島・長崎に原爆が投下されてから８０年となる２０２５年に予定されている。

よって、国においては、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた役割と責任を発揮することを求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会